

# 新潟市行政改革プラン2015の取組結果について

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 1. 政策課題の高度化への対応

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

新潟市総合計画(にいがた未来ビジョン)第1次実施計画など主要施策の戦略的实施

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.1 第1次実施計画の戦略的实施</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      新たな総合計画「にいがた未来ビジョン」で目指す将来像を実現するため、平成28年度を目標年度とした2カ年の第1次実施計画を策定、選択と集中を図りながら「安心政令市にいがた」実現に向けた各施策を重点実施する。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      目指す都市像、取組内容、工程など、庁内外における情報共有を通じて、限られた資源の「選択と集中」を図り、計画で掲げる指標の達成を目指す。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・計画の取組項目実現に向け「選択と集中」すべき項目を明らかにし、庁内における情報共有を図ることにより事業の重点化を図る。                      ・さらに指標等によりPDCAサイクルを機能させ、適宜計画のローリング作業を行いブラッシュアップを図ることで実効性を高めていく。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      実施計画の進行管理を行うとともに、当該年度の事業内容や次年度の方向性を踏まえ、計画推進事業を決定するなど、着実な推進を図った。さらに、平成29年度からの第2次実施計画及び平成31年度からの第3次実施計画を策定した。</p>	<p>限られた経営資源のなかで、重点的に取り組む分野の選択と集中を図りながら、計画を着実に推進していく。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 1. 政策課題の高度化への対応

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

戦略的都市経営のための対応

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.2</p> <p>本庁の専門性と政策立案機能の強化</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>本市にふさわしい大都市制度の実現や超高齢社会に備えた福祉施策の立案などの行政課題に対応するため、専門性を持つ組織を必要に応じて本庁に設置してきた。また、税部門や下水道部門について、専門性を確保するため、本庁と区役所の組織再編を行ってきた。</p> <p>今後も本庁組織がその専門知識などを生かし、先見のかつ戦略的な視点から本市にふさわしい政策を立案できるよう、組織の見直しを実施していく必要がある。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策課題に対応した組織改正の検討と実施</li> </ul> <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要課題を専門的に取り扱う組織の検討と組織改正</li> </ul>	<p>【計画期間の評価:B】</p> <p>部長との意見交換のほか、個別の重点課題に対する意見交換を適宜実施し、必要な組織改正を実施できた。</p>	<p>集中改革の取組みに合わせ行財政改革や資源の適正配分等の観点も踏まえつつ、重点課題に対し先見のかつ戦略的な視点で政策立案できる組織整備を目指す。</p>
<p>No.3</p> <p>組織横断的な重点課題の解決に向けた庁内体制づくり</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>組織横断的な重点課題の解決に向けて、従来型組織の枠にとらわれず、必要な機能を有する柔軟かつ機動的な庁内体制づくりを行ってきた。庁内関係部署が連携し、様々な視点から課題を検討することにより、実効性の高い解決策を講じることができ一方、複数の部署が関わるため、部所間調整が重要となってくる。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要課題解決に向けた柔軟かつ機動的な庁内体制の構築</li> </ul> <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織横断的な重要課題に対する庁内体制の検討、整備及び推進</li> </ul>	<p>【計画期間の評価:B】</p> <p>計画期間をとおして、予定していた推進本部や専門部門を設置したほか、課題解決のための勉強会やワーキンググループなどを適宜設置し、組織横断的な課題に対する体制を整えることができた。</p>	<p>今後も、組織横断的な重要課題解決に向け、柔軟かつ機動的な庁内体制を構築する。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 2.本紙にふさわしい大都市制度への対応

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 地方分権・都市内分権への対応

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.4</p> <p>県市調整会議の 効果的運用</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年1月、知事・市長による「新潟州構想」の提唱。外部有識者などが取りまとめた「新潟州構想検討報告書」を受け、新潟州構想検討推進会議を立ち上げ、県と政令市の二重行政の解消に向けた具体的な課題について検討。</li> <li>・平成26年5月、地方自治法が改正され、指定都市都道府県調整会議が法定化されたことを受け、新潟州構想検討推進会議を新潟県・新潟市調整会議（新潟州構想検討推進会議）へ移行することについて、県・市間で合意。</li> </ul> <p>【計画期間の目標（考えられる効果）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県・新潟市調整会議（新潟州構想検討推進会議）について、改正地方自治法の施行に先駆けて開催し、県と市の二重行政の解消に向けた検討を進める。</li> </ul> <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県・新潟市調整会議（新潟州構想検討推進会議）を開催し、県と政令市の二重行政の解消に向けた検討を進める。</li> <li>・平成27年度は、調整会議の構成員など、法定化による新たな運営方針について決定する。</li> </ul>	<p>【計画期間の評価：A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市間の具体的な課題解決に向けて取り組み、市による文化施設の一体管理、県営住宅の一部の市による管理などを実施</li> <li>・県の拠点性向上に資する本市の都市機能の向上についても、まちづくりの理念となる「新潟都心の都市デザイン」を作成するとともに、市と県において共有し、県市連携して取り組む体制が構築された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県・新潟市調整会議の開催</li> <li>・戦略的な政策連携について協議</li> <li>・「新潟都心の都市デザイン」の理念を踏まえた都市機能向上の取り組みの進捗確認</li> </ul>
<p>No.5</p> <p>区の今後のあり方 検討</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度、政令市にいがたのあり方検討委員会、地方制度調査会などの議論を踏まえ、区政創造推進会議（部長・課長・WG会議）を設置。地域（区）における自治の深化に向けて、区長会議と連携し、「区役所の権限・組織」、「区民との協働」、「教育委員会」の3つの観点から検討・取組を進めてきた。</li> <li>・人口減少社会のなか、持続可能な行政サービスが提供できるよう、総合区制度の活用も視野に入れながら、行政の組織・機能の効率化や区の規模や数も含めた「区のあるべき方向」についても検討の必要性がある。</li> </ul> <p>【計画期間の目標（考えられる効果）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の区のあるき方について、大きな方向性を決定する。</li> <li>・決定した方向性に沿って、可能なものから順次取組を進める。</li> </ul> <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの本市における「自治の深化」の取組を踏まえ、将来の区のあるき方について、改正地方自治法に規定された総合区制度の採用も含めた検討を実施し、本市にふさわしい大都市制度の実現に向けた取組を進める。</li> </ul>	<p>【計画期間の評価：B】</p> <p>計画期間をとおして、予定していた推進本部や専門部門を設置したほか、課題解決のための勉強会やワーキンググループなどを適宜設置し、組織横断的な課題に対する体制を整えることができた。</p>	<p>今後も、組織横断的な重要課題解決に向け、柔軟かつ機動的な庁内体制を構築する。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 2.本紙にふさわしい大都市制度への対応

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 地方分権・都市内分権への対応

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.6</p> <p>区役所の権限強化、区における総合的な行政運営の推進(本庁機能の整理を含む)</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 政令市組織の理念として「大きな区役所」「小さな市役所」を掲げ、可能な限り区役所で業務が完結できるよう、区長に必要な裁量権を付与する一方、本庁は専門性・先見性を持った組織として、区役所支援や政策立案を行うよう、組織の役割分担を行ってきた。また、区役所と本庁の情報共有や協議の仕組みを構築し、区役所と本庁が協力して区政運営を推進できるよう体制を整備した。 一方で、区役所の業務範囲を広げたことによる組織の非効率化が発生しており、区役所と本庁の機能(組織)のあり方について引き続き検討するとともに、事務事業(人員・財源を含む)の標準化の検討をしていく必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・区役所と本庁の事務分担の再整理と区の事務分掌の条例化 ・区役所と本庁の機能(組織)のあり方の検討と組織改正 ・事務事業(人員・財源を含む)の標準化</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・区役所と本庁の事務分担の再整理 ・区の事務分掌の条例化 ・区役所と本庁の機能(組織)のあり方の検討と検討結果を踏まえた組織改正の実施 ・事務事業(人員・財源を含む)の標準化</p>	<p><b>【計画期間の評価：B】</b> 地方自治法の改正を受け、区役所事務分掌条例を制定。その過程において区役所と本庁の役割分担を再整理したほか、人口規模等に応じ区役所地域課、総務課の統合、出張所等の業務の見直しを実施した。・県・市間の具体の課題解決に向けて取り組み、市による文化施設の一体管理、県営住宅の一部の市による管理などを実施 ・県の拠点性向上に資する本市の都市機能の向上についても、まちづくりの理念となる「新潟都心の都市デザイン」を作成するとともに、市と県において共有し、県市連携して取り組む体制が構築された。</p>	<p>集中改革の視点を踏まえ、区役所機能や組織のあり方について点検・見直しを行っていく。</p>
<p>No.7</p> <p>新潟らしい教育改革の推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 「学・社・民の融合による教育」に取り組み、地域教育コーディネーターを活用した地域と学校との連携による教育では、その活動を評価され8校が文部科学大臣表彰を受けるなど成果を上げている。 また、住民自治の強化に向けた地域内分権に対応した教育体制を推進するため、平成26年度から教育委員の担当区制のモデル実施、教育支援センターの全区配置などを行った。今後、教育委員の担当区制の本格実施、国の教育委員会制度改革への対応などが必要となる。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・区単位や中学校区単位で教育ミーティングを開催することにより、地域から教育への理解を深めてもらう。 ・新「教育長」の設置や総合教育会議の開催などにより、教育委員会の責任体制の明確化、地域の民意を代表する首長との連携強化が図られる。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・2人1組による教育委員の担当区制 ・区教育ミーティング、中学校区教育ミーティングの本格実施 ・教育支援センターの運営の改善 ・新「教育長」の任命、総合教育会議の設置など国の教育委員会制度改革への対応</p>	<p><b>【計画期間の評価：B】</b> 各教育ミーティングを実施することにより、保護者、地域、学校と教育委員会が、地域課題を共有し、施策展開に生かした。総合教育会議では、現在の教育課題をテーマに市長と教育委員会の連携をさらに深めることができた。</p>	<p>コミュニティ・スクール制度導入を見据え、教育ミーティングの協議の活性化を図る。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 3. 選択と集中による経営資源の適正配分

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

予算・組織編成、人員配置での選択と集中の強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.8</p> <p>事業立案及び推進にあたっての仕組みの改善(PDCAサイクルに基づき適正評価できる仕組みによる、組織の統合・再編と業務の見直し、職員・予算などの経営資源配分の一体的検討)</p>	<p>【現状と課題】 これまで、成果志向の行政運営の確立と市民への説明責任の徹底を図ることを目的に、全事務事業の総点検や目標管理型の行政評価などを実施してきた。また、新年度重点的に取り組む事業の選定に際して、企画部門、財政部門、総務部門が連携し、ヒアリング等を行っているが、資源配分の意味決定に与える影響は限定的である。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】 ・事務事業等の評価を経営資源の配分に生かす仕組みの検討・実施及びその仕組みを活用した経営資源の適正配分(予算・組織・人員配置の最適化)</p> <p>【取組の内容】 ・行財政運営の経済性・効率性・有効性を高めるため、PDCAサイクルを重視した経営管理システムを機能させるための仕組みづくりを行う。</p>	<p>【計画期間の評価:B】 規模や手法の違いはあったが、計画期間内において全事務事業の自己点検を実施。各所属で自己点検に基づく事務事業の見直しを促すとともに、個別点検により事務事業の見直しにつなげた。</p>	<p>予算要求や組織改正との連動のほか、実施主体の見直しなど政策形成プロセスの仕組みとして取組みを強化する</p>
<p>No.9</p> <p>選択と集中及び職員年齢構成の平準化を進めるための新・定員配置計画の推進</p>	<p>【現状と課題】 平成25年度から平成26年度の2年間で55人の減員を行う「新・定員配置計画」を策定し、人員配置の適正化を図ってきた。業務執行体制の見直しや指定管理者制度への移行による減員、再任用職員の活用などにより、平成26年4月時点において、平成27年4月の目標を達成している。今後も多様な行政需要が発生していくことが見込まれる中、持続可能な財政運営の確立に向けて、予算担当部門、組織担当部門、人員担当部門が一体となった組織経営が求められている。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】 ・選択と集中による人員配置及び職員の年齢構成の平準化により、行財政の安定的な運営に努める。</p> <p>【取組の内容】 ・年齢構成の平準化に向けて、民間職務経験者等の採用など、計画的な職員採用を行う。 ・予算担当部門、組織担当部門、人員担当部門が一体となり、事業立案及び推進にあたっての仕組みの改善を行う。人員配置については、選択と集中の強化を図り、限られた人員の適正配置に努める。</p>	<p>【計画期間の評価:B】 30代(民間企業職務経験者等)の職員採用を積極的に行ってきたことにより、計画当初から目標は達成できた。</p>	<p>30代の民間企業等職務経験者を継続的に採用していくことで、当該年代の平均職員数を127人から135人に引き上げる。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 3. 選択と集中による経営資源の適正配分

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

外部評価をふまえた事業の見直し、内部事務の効率化・簡素化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.10</p> <p>外部評価をふまえた事業の見直し推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 市民生活の質的向上に直結するサービスや、拠点性を生かしたまちづくり、地域の活性化に資する施策などへ限られた経営資源を効果的・効率的に配分するため、外部の視点を取り入れた評価(外部評価)をふまえ、継続的に事業を見直す必要がある。 平成21年度は職員自らによる事業仕分けを、平成22、24年度には外部評価による事業仕分けを実施。 <b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 市で実施している事業等について、外部の視点による評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な見直しを行う。 <b>【取組の内容】</b> ・実施方法の検討 ・外部評価の実施 ・外部評価をふまえた事業の見直し実施</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 事業仕分けを含めた業務の見直しについては、各部・区による「全事務事業点検」のほか、庁内関係課(財務課、政策調整課、人事課、行政経営課)の視点による個別点検を実施するとともに、外部評価として市民目線による暮らしの点検・評価アドバイザー会議を実施したことから、事業仕分けは実施しないこととした。また、最終年度は前年度の会議を踏まえつつ、政策アドバイザーの助言などを生かしながら複合的な政策・事務評価を実施した。</p>	<p>これまでの評価手法を検証しながら、他都市の取組事例を参考に、外部の視点を入れた新たな行政評価手法の検討していく。</p>
<p>No.11</p> <p>内部事務の効率化・簡素化</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 内部事務改善実務者会議(総務部カイゼングループ)を組織し、内部事務手法の改善を実施した他、総務事務システム及び同センターに関して検討を行うなど内部事務の効率化・簡素化に関する取組みを進めてきたところである。しかしながら内部事務の範囲は多岐にわたり、一層の効率化・簡素化を行う余地も残されていることから、引き続き一層の改善を進めて行く必要がある。また中長期的には総務事務システム及び同センターの導入など抜本的な内部事務のあり方の見直しを含め検討を進めていく必要がある。 <b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 内部事務の改善を進めるとともに、抜本的な内部事務のあり方の見直しを行い、方針を決定する。 <b>【取組の内容】</b> 内部事務改善実務者会議を中心に下記の取組みを実施する。 ・内部事務の一層の改善 ・内部事務のあり方の見直し</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 実務担当者レベルでは、目標とした70を超える内部事務改善を実施した。</p>	<p>務担当者レベルでの改善を引き続き継続する。併せて、総務事務センター設置等により、内部事務の改善を図る。</p>

# 重点改革項目 I 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 3. 選択と集中による経営資源の適正配分

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 電子自治体の推進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.12</p> <p>ICTガバナンスの推進(全体統制の実施による経費削減と品質向上)</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成25～26年度にかけて、ICTガバナンス改善計画を策定し、ICTガバナンスの改善を図る活動を開始した。改善計画は、平成26～31年度の間、「ICT業務のプロセス改革」、「ICTガバナンス推進体制の構築」、「ICT利活用の全体統制」等の取組みを実施して、ICTガバナンスを確立することを目的としている。なお、市全体を横断した全体統制による継続的な経費削減と品質向上を図るためには、専門知識と権限を有して実務を行う、実行体制を強化する必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・ICTガバナンス改善計画の着実な実行により、ICTガバナンスの効果を最大限に働かせる仕組みを確立する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・ICT業務を構成する各業務の標準化を図るICT業務基準書を整備する。 ・ICT業務関連の規程類を再編して、ICTガバナンス推進体制の強化とICT業務のプロセス改革を行う。 ・全体統制を図る実行体制の強化とチェック機能の設置により、各所属が実施するICT業務を支援・評価・指導を行う。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> ・ICT業務関連の規定、ICT戦略、ICT業務基準書など、ICTガバナンスを実現するための基礎を築くことが出来た。 ・ICT業務プロセスの定義により、ICT政策課が各所属のICT業務を支援・評価・指導を行う仕組みが確立された。 ・指標値に届かない年度はあるものの、目的とした各所属への充実した支援、市全体の技術力の底上げ、継続的な経費削減と品質向上を進めることが出来た。</p>	<p>・ICT戦略に基づくICT活用施策を実現し、ICTガバナンス強化の取り組みを継続する。 ・先端技術活用の意識改革を図り、効果的で効率的なICT活用を実現する。</p>
<p>No.13</p> <p>情報システム最適化の推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成25～26年度にかけて情報システム最適化計画を策定し、平成27年度より最適化を推進し、「1.共通基盤システムの構築・活用」「2.住民情報系システムの見直し・刷新」「3.中央電子計算機の移行・廃止」を段階的に実施する。なお、今後も制度改正対応(国保広域化、税制改正等)が予想されるため、他事業(番号制度、ICTガバナンス等)との整合性や本市財政状況を鑑みながら、柔軟に実施する必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・本市情報システムの新たな土台とする共通基盤システムを稼働し、経費削減や運用リスクの排除を図る。 ・次期住民記録システムを共通基盤上で稼働し、市民サービスの充実や業務効率化を図る。 ・中央電子計算機を縮小し、経費削減を図る。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・共通基盤システム構築業務を実施し、平成30年1月までに稼働する。 ・次期住民記録システム構築業務を実施し、平成30年1月までに稼働する。 ・住民記録以外の住民情報系システムについて、機能や業務手順等の見直しを実施する。 ・中央電子計算機の廃止に向けて、機能移行等の手順の詳細化を図り、平成30年度に縮小化を実施する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 予定通り平成29年度に5システム、平成30年度に3システムの最適化を完了した。</p>	<p>共通基盤上でのシステム稼働を進めていくだけではなく、クラウド利用等も含め検討し、システム最適化を進めていく。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 3. 選択と集中による経営資源の適正配分

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 窓口サービスの向上

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.14</p> <p>新潟市民サービス向上システムの継続的改善による市民満足度の向上</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 市民対応窓口を設置する所属を中心に平成18年度から国際規格であるISO9001の認証を取得し、品質マネジメントシステムを運用し一定の成果をあげてきたが、認証維持にかかる経費的負担、類似の既存制度との事務重複などの業務的負担といった課題に対応するため、平成25年度から本市の独自システム「新潟市民サービス向上システム」へ移行した。移行後の2年間の運用を踏まえ、システムの継続的な改善と窓口設置所属以外への適用範囲の拡大について検討を行う必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 新潟市民サービス向上システム移行後の2年間の運用を踏まえ、システムの継続的な改善と窓口設置所属以外への適用範囲の拡大について検討を行って、新たな運用体制へ移行する。</p> <p><b>【取組の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市民サービス向上システムの継続的な改善</li> <li>・窓口設置所属以外への適用範囲の拡大に関する検討</li> </ul>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 計画どおりNCSISを運用し、平成28年度には窓口アンケートの見直しを行い、新たに2つの項目を追加してアンケートを実施した。年平均点についても、各年度、目標を達成した。</p>	<p>引き続き窓口アンケート等により市民ニーズを把握・分析し、システムを継続的に改善していく。また、内部統制制度と合わせて、市民満足度の向上に努めている。</p>
<p>No.15</p> <p>総合窓口サービスの実現(ICTなどを活用した窓口サービス向上と行政効率化)</p>	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理想とする総合窓口像について、具体的なイメージ化を図り、窓口業務について総合窓口に対応したライフイベント毎のパッケージ化について検討した。</li> <li>・総合窓口サービスを導入する際の代表的な業務について運用フローを作成</li> </ul> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ICT技術を活用した窓口サービス(システムサポート型窓口の導入など)を図り、同時に窓口業務コストの適正化や効率化を実現するための総合窓口を実現する。</p> <p><b>【取組の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム最適化スケジュールと同期した、総合窓口サービス実現に向けたロードマップを策定し、着実な実行を図る。</li> </ul>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b> 当初に計画した取組みは、本市の住記システム刷新の機会を捉え、システムサポート型総合窓口を主観として検討され、パッケージシステムの導入や各区の実情に照らし合わせると、全市的なシステムサポート型総合窓口の展開は高コストなうえ、費用対効果が希薄であることが後に判明する。さらに国の動向では、行政手続のオンライン化により証明書類の添付省略化をさらに進める計画であり、その先を予測し、国の動向を踏まえた考え方が圧倒的に不足していた。</p>	<p>AI(人工知能)やRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)など最新のICT(情報通信技術)を活用した「人に代わる」ツールの導入や、業務の外部委託などアウトソーシング化を含めた総合窓口サービスの検討を進める。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 4.戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 組織内部のマネジメント機能の強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.16</p> <p>区長、部長等の成果志向による組織マネジメントの徹底</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      成果志向の行政運営の確立と説明責任の徹底を目的に、各部長・区長による「部・区経営方針」の策定と、その方針に基づいた「組織目標管理」を平成19年度から実施してきた。今後も継続的な組織活動の改善が行われるよう、部長・区長が組織の経営責任者として組織管理を徹底していく必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      ・「組織目標」達成状況：前年度以上                      ※「部長・区長マニフェスト」と「組織目標管理」の連動による組織マネジメント機能の強化を図る                      ※「組織目標」と「個人目標」の連動による人材マネジメント機能の強化を図る</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・「部長・区長マニフェスト」及び「組織目標管理」の運用と運用状況の検証                      ・必要に応じて制度の見直しを実施                      ・目標管理に関する研修会の開催</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      「部長・区長マニフェスト」と「組織目標管理」と「個人目標」それぞれを連動させて設定することで、成果志向の行政運営に全庁的な浸透が認められ、「組織目標」達成度も数値を伸ばしている。</p>	<p>内部統制制度導入に向け、業務のリスク評価を組織マネジメントにどのように組み込んでいくか、今後検討を進める。</p>
<p>No.17</p> <p>現場からの改善提案・実践の一層の推進強化により、「やろてばにいがた」運動を発展</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      改善提案制度や改善実践報告制度及び発表会開催に加え、地方自治体における業務改善運動の全国大会である全国都市改善改革実践事例発表会への出場、庁内発表会に民間企業の発表を導入、発表会の運営を若手職員による実行委員会で行うなど、庁内外へ業務改善運動を広めていく取組みを強化してきた。この結果、職員の改善意欲は着実に向上してきていると考えられるが、一層の改善意識の醸成と、業務改善の充実に向け、一連の取組みを発展させて継続していく必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      ・一層の改善意識を醸成するため、主に若手職員に対して業務改善運動を浸透させる取組みを強化していく。                      ・業務改善の充実のため、優れた取組みを水平展開するとともに、新たな着想に基づく現場からの改善提案・実践を支援し、強化する取組みを進めて行く。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・新たな着想に基づく現場からの改善提案・実践を支援する取組みを進めて行く。                      ・優れた取組みを水平展開することにより、業務改善の充実を図る。                      ・若手職員への業務改善運動浸透を目指し、新任職員研修において業務改善研修を実施する。                      ・新潟市の改善を外部の視点で評価する取組みを強化して実施する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b>                      全職員の業務改善への意識の醸成を図るために計画された各取組みについては、計画通り実施され、事業目的は達成された。                      一方、改善実践報告数等の指標については、平成29年度までは毎年増加していたものの、平成30年度は減少している。各所属において、改善実践できる点は既に実施しており、数としては頭打ちになっている。</p>	<p>今後の取組内容や方法について検討し、引き続き全庁でさらなる改善意識の醸成を目標とした取り組んでいく。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 4.戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化

計画期間の評価区分

A:取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B:取組工程・指標が達成されている。

C:取組工程・指標が達成されていない。

### 災害時における災害対応能力の強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.18 業務継続マネジメント(BCM)の推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 東日本大震災の教訓や災害対策基本法の改正を踏まえ、地域防災計画の大幅な見直しを行うとともに、大規模地震を想定した新潟市業務継続計画(BCP)を策定した。今後は、新潟市業務継続計画(BCP)の実効性を向上させていくため、業務継続マネジメント(BCM)を全庁で推進し、本市の災害対応能力の強化を図る必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 業務継続マネジメント(BCM)を全庁で推進し、本市の災害対応能力を強化する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> 新潟市業務継続計画(BCP)に基づき、職員への研修や訓練の実施、その結果を踏まえた体制・各種計画の見直し等により、業務継続体制を向上させていく。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 各対策部の応急マニュアルについてBCPの概念を取り入れ策定を実施し、毎年見直し作業を継続している。 BCPに関連して、受援計画を策定</p>	<p>各対策部の応急対策マニュアルにBCPの概念を取り入れたが、独立して計画を策定しているため、それぞれの整合性を図る。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 4.戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 人材マネジメント機能の強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.19</p> <p>職員の専門能力の育成、成長</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      専門性の高い職員の育成を目的に、平成21年度より「フランチャイズ制に基づいた人事制度」(平成23年度に「キャリア型人事制度」から改称)を実施している。職員が自らの専門分野を登録し、その登録を生かした人事配置を行っている。また、平成26年度より、フランチャイズ登録者の能力向上のため研修支援制度を設け実施している。                      また、各行政分野の専門性を高めるためには、各職場での取り組みが重要であることから、職場研修支援制度を設け実施している。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      各行政分野の高度化・複雑化する課題に対応できる専門性の高い職員の育成を進める。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      フランチャイズ登録を生かした人事配置を実施、推進するとともに、登録者の専門能力向上のための支援を行う。また、職場研修支援制度を設け、実施している。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b>                      ・継続的に効果的な制度周知について検討・実施してきたことで、登録者数の維持には一定の効果があったと考えているが、登録者増とまでは至らなかった。</p>	<p>・制度趣旨への職員理解が深まり、登録者増につながるような制度周知に取り組む。</p>
<p>No.20</p> <p>公平で納得度の高い人事評価の実施</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      人事評価は人材育成を目的として、全職員を対象に実施している。                      新任課長及び新任係長を対象に、人事評価の目的の理解と評価者としてのスキル修得のため、評価者研修を毎年、実施している。また、被評価者に対しては、階層別研修にて、人事評価の目的について周知を図っている。しかしながら、職員意識アンケートの結果では、「人事評価が人材育成に繋がっている」と感じている職員が少ない状況となっている。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      職員一人ひとりが人事評価制度の目的と使い方を理解し、適切に活用することで、職員の意欲を高め、かつ職員の能力向上を図る。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      平成27年度より人事評価制度を見直して実施する。また、制度が適切に実施されるよう人事評価の目的や取り組み姿勢などについて職員に周知を図る。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      平成27年度から人事評価制度を見直し、被評価者自身の成長や業務能力の向上に繋がるよう制度運用を推進し、人事評価研修を通じて制度周知や面談技術の向上、制度に対する理解を深めた。</p>	<p>人材育成につながる制度となるよう、引き続き運用面の改善も検討しながら、研修などを通して制度への理解向上・適切な運用に取り組む。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 4.戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 人材マネジメント機能の強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.21</p> <p>役職への女性や若手職員の積極的な登用などにより意欲ある職員の能力発揮を促進</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 意欲ある若手職員を登用するため、平成19年度より毎年度係長昇任試験を実施している。また女性係長昇任率を数値目標化して、女性登用の推進を図っている。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・意欲ある若手職員や女性職員の登用で多様な人材を活用することで、組織の活性化を図る。 ・女性登用を進めていくにあたり、仕事と育児を両立できる職場環境をつくる。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・若手職員を対象とする係長昇任試験を実施する。 ・女性係長登用率のほか、女性部長の人数、女性管理職(課長以上)の割合についても数値目標を設定して、女性登用を進める。女性登用を進めるにあたり、仕事(職責)と育児等の両立ができる職場環境づくりに取り組む。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 女性管理職の人数、割合、女性係長登用率いずれの指標においても順調に数値を伸ばすことができた。</p>	<p>女性管理職(部長以上)6人以上、女性管理職(課長以上)割合30%を目指す、女性係長の登用率45%以上を数値目標としながら取組みを継続していく。</p>
<p>No.22</p> <p>勤務実績が適切に反映される給与制度の運用</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 昇給及び勤勉手当には、勤務実績の的確な把握と適切な評価が求められていることから、勤務実績の給与反映を今まで以上に適切に運用できるよう、職員組合へ新たな制度運用に向けた協議について提案し、具体的な運用方法の検討を進めた。平成25年度の地方公務員法の改正により、人事評価を給与の基礎として活用していくこととなるため、改正法の趣旨に則った制度運用の検討・実施が必要である。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・人事評価の結果を踏まえ、職員の勤務実績を適切に給与に反映する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・職員組合と協議しながら、制度の運用方法を策定する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 計画どおり、人事評価を活用した勤務実績の給与等への反映についての協議、周知及び勤勉手当への反映を行った。</p>	<p>引き続き、人事評価及びそれを活用する給与制度等について、職員の理解を深める工夫を行うとともに、適正な給与反映となるよう制度管理を行っていく。</p>

# 重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

## 4.戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 人材マネジメント機能の強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.23</p> <p>全職員を対象に目的意識と職務に関するアンケート調査の定期的な実施と結果の活用</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>平成21年度から全職員を対象に目的意識と職務に関するアンケート調査を年1回実施している。</p> <p>平成25年度より、部区ごとの集計結果と寄せられた意見を各部区へ知らせ、課題の共有を図っている。しかしながら、職員満足度は、アンケートを開始して依頼、ほとんど変わっていない。</p> <p>【参考】平均満足度調査結果 [H21年度 4.5点] → [H26年度 4.55点] (7点:非常に満足 6点:満足 5点:やや満足 4点:ふつう 3点:やや不満 2点:不満 1点:非常に不満)</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】</p> <p>職場(組織)風土の改善、意識改革を図ることにより、職員満足度を向上させる。</p> <p>【取組の内容】</p> <p>引き続き、全職員を対象に目的意識と職務に関するアンケート調査を年1回実施する。また、部区ごとの集計結果と寄せられた意見を各部区へ知らせ、課題の共有を図っていく。</p>	<p>【計画期間の評価:B】</p> <p>指標以上の満足度は維持しているが、平成30年度には減少していることから、課題については掲示板や部・区長を通して共有化を図っているが、さらなる取組み強化が必要と考える。</p>	<p>引き続き、人事評価への理解向上や働き方改革を進め、職場環境の改善点の洗い出しと改善に向けた取組みを推進していく。</p>
<p>No.22</p> <p>勤務実績が適切に反映される給与制度の運用</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>昇給及び勤勉手当には、勤務実績の的確な把握と適切な評価が求められていることから、勤務実績の給与反映を今まで以上に適切に運用できるよう、職員組合へ新たな制度運用に向けた協議について提案し、具体的な運用方法の検討を進めた。平成25年度の地方公務員法の改正により、人事評価を給与の基礎として活用していくこととなるため、改正法の趣旨に則った制度運用の検討・実施が必要である。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価の結果を踏まえ、職員の勤務実績を適切に給与に反映する。</li> </ul> <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員組合と協議しながら、制度の運用方法を策定する。</li> </ul>	<p>【計画期間の評価:B】</p> <p>計画どおり、人事評価を活用した勤務実績の給与等への反映についての協議、周知及び勤勉手当への反映を行った。</p>	<p>引き続き、人事評価及びそれを活用する給与制度等について、職員の理解を深める工夫を行うとともに、適正な給与反映となるよう制度管理を行っていく。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 1. 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとの連携・協働によるまちづくり・公共サービスの推進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.24</p> <p>支えあい、助けあう地域づくりを目指した地域福祉の推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      地域福祉コーディネーターは、平成23年度より育成研修を実施した。また、育成研修修了者の更なる知識・技術の向上を図る研修を実施したが、把握した課題を解決していく受け皿が必要である。                      民生委員協力員は、民生委員側の意見を聴きながら、先進都市の制度を参考に平成24年10月から制度開始。制度の手引きを全民生委員に配付し、要望に応じて個別に詳細な説明を行ったほか、新任民生委員研修の中で制度周知を図ったが、制度利用につながるよう更に周知が必要である。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      多様化していく福祉課題に対して、的確なニーズの把握、多様な社会資源との連携により問題解決へと導く「つなぎ役」となる人材を福祉専門職の中から地域福祉コーディネーターとして育成する。また、増加・複雑化する民生委員の業務に対応するため、必要に応じて民生委員1人につき、協力員を1名配置できる「民生委員協力員制度」を実施し、民生委員の地域における活動に協力する人材を確保することにより、地域福祉力の向上を図る。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      地域福祉コーディネーター育成研修を実施するとともに、育成した地域福祉コーディネーターの更なる知識・技術の向上を図る。                      研修時等を活用し、民生委員協力員制度の周知と利用促進を行いながら、民生委員協力員の活動支援を行う。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      地域福祉コーディネーター育成研修受講者数(累計)、民生委員協力員数(累計)共に、指標を上回る数となった。</p>	<p>引き続き、地域福祉コーディネーターの育成等を進めていく。</p>
<p>No.25</p> <p>区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとの多様な主体との相互連携の強化</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      区自治協議会提案事業については、地域コミュニティ協議会などが事業提案できる仕組み(弾力的運用)を構築し、現在試行中である。協働事業提案モデル事業については、実施・検証を通じて、対象事業を見直していく必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      ・区自治協議会提案事業の弾力的運用の実施                      ・協働事業提案モデル事業の検証による見直し</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・区自治協議会提案事業の弾力的運用について、試行で洗い出した課題を整理し、本格実施する。                      ・協働事業提案モデル事業について、対象事業の一部見直しを行う。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      区自治協議会提案事業の弾力的運用の実施により、各区の実情に応じて地域の意向をより事業化しやすく、区自治協議会と地域団体との協働が進んだ。</p>	<p>自治協提案事業の弾力的運用について、全体委員研修等の機会を捉え、弾力的運用による効果を全区で共有しながら、引き続き実施していく。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 1. 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援の強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.26</p> <p>出張所、連絡所、公民館等の活用により「まちづくりセンター」を設置、拡大</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成22年度より、順次可能な地域から、出張所・連絡所・公民館等の既存公共施設を活用して「まちづくりセンター」を設置し、地域づくりの拠点としての機能充実を図ってきた。また、事業年度が進む中で、地域の実情に合ったまちづくりセンターのあり方の継続した見直しが必要となる。 公民館運営審議会正副議長会議に公民館の分館のあり方について諮問し、地域の実情を踏まえ、存続、廃止、地域移管等の再配置を行い、市民の生涯学習活動・地域活動のいっそうの充実を図る答申に基づき、取り組んでいる。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・地域づくりの拠点となるまちづくりセンターを設置し、コミュニティが自主的・自立的に地域活動を展開できる環境を整えることにより、市民が主体となったまちづくり活動が活発になる。 ・地域の実情を踏まえ、既存公共施設に地域活動のさまざまな拠点性が加わることにより、地域力が向上する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・引続き、順次可能な地域から、既存公共施設等を活用した「まちづくりセンター」の設置を進め、拠点機能の充実を行う。また、地域の実情を考慮したまちづくりセンターのあり方について、継続した見直しを行う。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b> 区によって整備進捗状況に差が生じており、全市民的な拠点性向上のため、今後も地域との相談が重要である。</p>	<p>地域づくりの拠点として、まちづくりセンターの整備を促進させる。</p>
<p>No.27</p> <p>地域コミュニティへの支援の強化</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成22年度には、既存のコミュニティ協議会の活動に対する主な補助制度をできるだけ整理統合した補助制度を創設し、翌23年度から運用を行っている。コミュニティ協議会の事務所確保については、学校などの既存公共施設や民間施設も含めて支援を行い、9割以上のコミュニティ協議会において、事務所を確保できている</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・地域コミュニティの核となるコミュニティ協議会を支援することにより、コミュニティの活性化を図り、市民による主体的なまちづくりを推進する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・コミュニティ協議会への補助制度について、運用の過程で生じた課題等を検証し、必要に応じて見直しを行っていく。 ・継続してコミュニティ協議会の事務所確保支援を行う。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b> コミュニティ協議会への支援策について有識者から評価いただくことにより、今後の市の施策に反映することができた。 区によって整備進捗状況に差が生じており、全市民的な拠点性向上のため、今後も地域との相談が重要である。</p>	<p>地域づくりの拠点として、まちづくりセンターの整備を促進させる。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 1. 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

地域活動を支える担い手を創出するための場の積極的な提供

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.28</p> <p>地域活動の担い手を育む仕組みづくり(住民自治を担う人材の育成、ノウハウ蓄積)</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成21年度より地域団体と連携し地域活動を担う人材育成に取り組むとともに、平成23年度より地域のつなぎ役(コミュニティ・コーディネーター)の育成に取り組んでいる。 地域事情に精通し、情報収集や課題の把握、解決に向けた助言等を行うことができる人材の発掘・育成を目指している。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・地域と連携した人材育成事業により、まちづくり・人づくりの意識が高まるとともに、つなぎ役によりネットワークが形成され、主体的な地域活動の継続性が図られる。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・コミュニティ・コーディネーター育成講座を全ての区で継続実施するとともに、講座参加者の地域活動を支援する。 ・各地区において、育成された人材とコミ協等が話し合う場(ワークショップ)を設ける。 ・「まちづくりセンター」において、育成された人材が活動できるよう、センターとの関連を整理する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b> ・まちづくりセンターは区によって、整備進捗状況に差が生じており、全市的な拠点性向上のため、今後も地域との相談が重要である。 ・県立高校と連携することによって、次世代を担う高校生を対象とした講座を実施し、地域課題を把握するところから解決方法の検討へのプロセスを学び実践した。また、次年度以降の育成へつなげる講座を開催し、受講生の意識向上を図った。</p>	<p>地域づくりの拠点として、まちづくりセンターの整備・機能を充実を促進させる。また、地域活動を担う人材の発掘、育成する講座を開催していくとともに、継続的な活動が行えるよう具体的な支援方法を示していく。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 2.市民との情報共有と市民参画の推進

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.29</p> <p>文書管理システムの機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発信、職員研修の充実</p>	<p>【現状と課題】 平成21年制定のWeb公開基準を平成25年に拡大し、国都道府県からの通知文も公開対象にした。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】 可能と思われる限度いっぱいWeb公開基準を拡大してきたが、実態検証は手薄であったので、実態の伴った制度としていく。</p> <p>【取組の内容】 Web公開基準を拡大してきたが、実態検証が手薄で、問題点の把握、改善を今後実施していく必要がある。</p>	<p>【計画期間の評価:B】 行政情報の積極的な発信を行うため、研修の場を通じてWeb公開の向上に取り組んできた。Web公開は、担当課において対象文書の公開の判断をその都度行うもので、事務量などから制約がある中、公開可能な文書を適正に公開することができた。</p>	<p>引き続き研修の場などを通して、Web公開の適正な運用について理解を求めていく。</p>
<p>No.30</p> <p>変化・多様化する利用者ニーズに対応したホームページ等による情報発信の充実</p>	<p>【現状と課題】 市公式ホームページによる情報発信については、ホームページシステム(CMS)の導入・運用によりユーザビリティ、アクセシビリティの向上を図るとともに、継続的に改善・改修を実施し、より高い利便性の実現を図ってきた。現在のインターネット環境は、スマートフォンの普及やソーシャルメディアの浸透等に伴う利用者のニーズが変化・多様化しており、これに対応した情報発信が求められている。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】 ・市公式ホームページの利便性向上及び発信情報の充実を図るとともに、利用者のニーズを把握しつつ新たな情報発信手段の調査検討を行う。</p> <p>【取組の内容】 ・市公式ホームページの継続的な改善・改修を実施する。 ・ホームページシステム機器等の運用管理及び更新を行う。 ・新たなソーシャルメディア等を活用した情報発信の拡充へ向けた調査検討を行う。</p>	<p>【計画期間の評価:C】 「新潟市行政改革プラン2015」計画期間中の平成29年度に市公式ホームページのリニューアルを行った。利用者の利便性向上を図るため、トップページを利用者の属性や目的ごとにエリア分けしたレイアウトに変更して情報を探しやすくしたほか、交流人口の増加を図るため、市魅力発信サイト「スキマ時間の楽しみ方」を新設した。以上のことから、アクセス数は、本計画当初実績(277万件/月)に比べて増加した。</p>	<p>・スマートフォン利用者を意識したホームページ作成とソーシャルメディアによる情報発信を行う。 ・新防災システムと市公式ホームページシステムの連携を円滑に行う。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 2.市民との情報共有と市民参画の推進

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.31</p> <p>公会計に基づく財務書類を活用し、財務状況（行政コスト、将来負担など）の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成19年度決算から新地方公会計制度に基づく「総務省方式改訂モデル」による財務書類を作成。平成24年度決算から全ての資産を把握し計上する「基準モデル」による財務書類を作成し、分析、活用を図ってきたが、複数の方式が混在しているため地方公共団体間での比較や適正水準の把握が困難であるなどの課題がある。平成26年度、国から統一的な基準が示され、平成29年度までに全ての地方公共団体で作成することを要請されている。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・統一的な基準による財務書類を作成するとともに、財務状況をわかりやすく開示する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・財務書類を作成するとともに、財務状況をわかりやすく開示する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 統一的な基準に基づき、ホームページ等で財務書類等を公表することで経年比較や類似団体間の比較可能になっており、引き続き分かりやすく公表していく必要がある。</p>	<p>引き続き、先行都市の事例を参考にするなど、分析指標の検討を進め、公表に反映していく。</p>
<p>No.32</p> <p>予算編成過程を含め政策形成段階での情報共有</p>	<p><b>【現状と課題】</b> これまで、予算編成方針や重点事業を中心とした事業の予算編成過程の情報を公開してきた。今後は行政コストや将来負担などの情報を市民と共有し、選択と集中を図ることが重要である。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 将来の行政コストや将来負担などの情報はじめ、政策形成段階における情報を市民と共有することにより、これまで以上に市民が市政に参画した予算編成が可能となる。</p> <p><b>【取組の内容】</b> 今後の財政予測を公開するほか、重点事業をはじめとした政策形成過程の情報共有の手法の検討・実施や予算編成過程における情報公開の拡充を図る。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 最終年度は例年と異なる予算編成を行ったため、市民意見の募集は行わなかったが、他は工程どおり、財政予測の公開とともに、政策形成段階における情報公開を行い、市民との共有を図った。また、事業の推進にあたっては、暮らしの点検・評価アドバイザー制度を設け、意見を頂くなど、市政へ参画していただく取組みを実施した。</p>	<p>引き続き、予算編成過程における情報公開や市民意見の募集により、政策形成段階における情報を市民と共有しながら、情報共有の手法をさらに検討していく。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 2.市民との情報共有と市民参画の推進

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 市民参画・協働の充実・拡大

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.33</p> <p>附属機関等における公募委員導入率・女性委員割合の拡大</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>「新潟市附属機関等に関する指針」(以下「指針」という。 )や「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」(以下「要綱」という。 )を策定し、附属機関等における公募委員の導入や女性委員割合の拡大を図るため、男女共同参画推進会議などと連携しながら周知徹底に努めてきた結果、公募委員の導入や女性委員割合の拡大が進んでいる。</p> <p>今後も、公募委員のさらなる導入や女性委員割合の拡大を推進していくため、新たな目標設定を行い、着実に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募導入が可能な附属機関等における公募導入率(実質値):85%</li> <li>・附属機関等における女性委員の割合:平成32年度に45%以上となるよう毎年度上昇を目指す。</li> </ul> <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期調査や男女共同参画推進会議などを通して、指針・要綱の趣旨を庁内外に周知し、公募委員導入率と女性委員割合をさらに拡充していく。</li> <li>・指針及び指針運用の手引きの改訂や女性人材リストの充実などにより附属機関等の事務局(所管課)への支援体制を強化していく。</li> </ul>	<p>【計画期間の評価:C】</p> <p>附属機関の女性委員の割合は年々着実に上昇し、指標の45%に近付いてきている。</p> <p>一方で公募委員の導入率については、新設の附属機関等への働きかけによりある程度の成果を上げているものの、既存の附属機関等における公募委員導入の動きがでないと数値的に改善しないことから、目標達成に至らなかった。</p>	<p>引き続き指針・要綱の周知徹底により、女性委員の割合や公募委員の導入率の向上に努める。</p> <p>公募委員がゼロという実質的な市民参画がされていないという課題を解消するための取組みを進めていく。</p>
<p>No.34</p> <p>区政運営における市民参画、協働の機会の拡充、行政評価の導入</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>区自治協議会提案事業については、地域コミュニティ協議会などが事業提案できる仕組み(弾力的運用)を構築し、現在試行中である。</p> <p>区政運営の評価については、区自治協議会が評価を行う仕組みを構築した。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区自治協議会提案事業の弾力的運用の実施</li> <li>・区自治協議会による区政運営評価の実施</li> </ul> <p>【取組の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区自治協議会提案事業の弾力的運用について、試行で洗い出した課題を整理し、本格実施する。</li> <li>・区自治協議会による区政運営評価について、試行で洗い出した課題を整理し、本格実施する。</li> </ul>	<p>【計画期間の評価:B】</p> <p>弾力的運用の実施により、多種多様な地域課題の解決に向けた取組みを加速化させるとともに、新たな地域人材の発掘といった効果を生み出すなど、多様な主体との協働によるまちづくりを更に進めることができた。</p> <p>また区政運営評価の実施により、区政運営の透明性と客観性を高め、より地域の意見に沿ったまちづくりを進めることができた。</p>	<p>全体委員研修等の機会を捉え、弾力的運用による効果を全区で共有しながら、引き続き実施していく。</p> <p>区政運営についても、引き続き区自治協議会からの評価を実施していく。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 2.市民との情報共有と市民参画の推進

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.35</p> <p>協働を実践できる職員の育成、庁内外の連携における情報共有及び協力体制の構築</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成23年度より、職員階層別研修において協働の研修を実施するとともに、年1回程度、市民・行政合同の協働推進フォーラム・セミナーを開催している。研修を通して、総論としての協働は理解されるが、担当業務における協働の実践にはなかなかつながらないため、全庁的な推進体制のもとで効果的・総合的に進める必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識啓発及び自主的な協働の取組みの促進</li> <li>・実践的な職員研修の実施</li> <li>・地域の多様な主体と行政における協働体制の検討及び設置</li> </ul> <p><b>【取組の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員階層別研修に実践的な研修を追加する。協働のパートナーとなる市民活動団体等を理解する研修</li> <li>・協働推進フォーラム・セミナーの開催</li> <li>・各部・各区での協働研修の検討及び実施</li> <li>・協働推進会議の検討及び設置</li> </ul>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b></p> <p>協働を実践しやすい庁内環境の整備については、新任職員第2部研修での実践的な体験型協働研修の実施などにより職員の協働意識の醸成を進めるなど成果を上げている。</p> <p>地域の多様な主体と行政における協働体制構築については、各区において独自の動きがあるものの、全市的な協働推進会議に関しては、当該会議に求める役割・機能や、区自治協議会との関係性の整理に加え、地域での気運の発揚などが必要であり、具体的な設置検討の段階に至っていない。</p>	<p>職員のさらなる協働意識の醸成を図るため、引き続き職員階層別協働研修を実施するとともに、庁内外における協働事例の情報共有や組織横断的な取組みの推進へ向け、市民協働推進本部会議を開催するなど、協働を実践しやすい庁内体制の整備に努める。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 3.民間活力の効果的な活用と制度的検証

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

民間活力の効果的な活用に向けた検討・実施

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.36</p> <p>民間委託・指定管理者制度などPP P手法の導入推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 「民間でできることは民間に委ねる」という「民間委託等の推進に関する基本指針」に基づき、行政責任の確保等に留意しながら、市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図るとともに、地域経済の活性化の観点から、民間委託等を積極的かつ計画的に推進してきた。また、「公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」に基づき、公の施設の管理に民間事業者等の能力を積極的に活用し、市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図ることができる施設について、指定管理者制度を積極的に導入している。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 民間委託や指定管理者制度の導入を検討し、導入可能なところから随時実施する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・学校給食調理業務自校方式の委託化 ・食育・花育センター(指定管理者制度導入検討) ・図書館(指定管理者制度導入の検討や民間委託の段階的拡大) ・保育園(新規・統廃合は民営化、既存は民営化または指定管理者制度導入などの検討) ・子ども創作活動館、老人憩の家松崎荘、記念館・文化施設全般(民間委託・指定管理者制度導入の検討)</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 公民連携を模索し、民間活力を活用できる範囲(施設、部分)について、検討を経て可能な部分から実施してきており、一定の進捗が得られた。</p>	<p>民間活力の効果的な活用に向けた検討を行い、公民連携手法の導入推進を図っていく。</p>
<p>No.37</p> <p>区政運営における市民参画、協働の 機会の拡充、行政 評価の導入</p>	<p><b>【現状と課題】</b> これまで、単純定型業務の民間委託や公の施設への指定管理者制度の導入など、民間活力導入を推進してきた。引き続き、社会情勢の変化や民間の担い手の状況などを見定めながら、「民間でできることは民間に委ねる」という「民間委託等の推進に関する基本指針」に基づき、専門定型業務など新たな業務に民間活力の導入を検討していく。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 市と民間の役割分担を明確化し、ノウハウを有する民間が実施することで市民サービスの向上、施設運営の効率化、経費削減が図られる業務への民間活力を導入する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> 市役所内部における事務事業の自己点検を実施し、民間委託が可能な新たな業務等の洗い出しを実施 民間のアイデアを募集する「民間提案制度」の検証と実施検討</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 民間委託の導入について検討を実施してきたが、国民健康保険料の電話催告業務は委託化できたものの、市税の電話催告や窓口業務など新たな業務への導入はあまり進捗が見られなかった。</p>	<p>引き続き、新たな業務等への民間委託導入について検討を行い、導入可能な部分から導入していく。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 3.民間活力の効果的な活用と制度的検証

計画期間の評価区分

A:取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B:取組工程・指標が達成されている。

C:取組工程・指標が達成されていない。

民間活力の効果的な活用に向けた検討・実施

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.38</p> <p>外郭団体評価の継続実施による団体の経営改善(市と団体の関与の最適化と、より効率的・効果的な評価方法に改善し実施)</p>	<p>【現状と課題】 外郭団体見直し方針・外郭団体経営改善計画(平成17～21年度)に基づき、外郭団体の見直しを実施。平成19年度から「外郭団体評価システム」を同時に運用し、経営改善を図ってきた。現在は、評価システムのみ実施しているが、より効率的な評価方法を検討するとともに、改めて市と団体との関与について検証が必要である。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】 外郭団体の組織、事業、財務上等、経営全般について評価を実施し、団体の自立的・効率的な経営を促進する。</p> <p>【取組の内容】 外郭団体に対し、外部の評価アドバイザーの意見を参考に評価を実施。 ・外部の視点から団体のあり方、市との関与状況などについて意見を伺い、見直しを図る。</p>	<p>【計画期間の評価:C】 期間中に新たに外郭団体ができたため、指標は達成できなかったが、総合評価の団体には、外部アドバイザーによるヒアリングを基に改善指示を示し、団体の経営改善に向けた取組みや市の関与の縮小に寄与することができた。</p>	<p>外郭団体評価の継続実施による団体の経営改善を推進していく。</p>

# 重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

## 3.民間活力の効果的な活用と制度的検証

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.39 指定管理者制度 施設の外部評価 の実施と制度見直 しへの反映</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 「新潟市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」に基づき、公の施設に関し、民間事業者等の能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の縮減を図ることができる施設に指定管理者制度を導入してきた。今後、さらなる市民サービスの質の向上を図るため、外部評価(第三者評価)を実施し、必要な制度見直しを行う。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 指定管理者が管理運営する施設の外部評価の実施と継続的な制度の見直し</p> <p><b>【取組の内容】</b> 指定管理者第三者評価会議を実施し、評価結果に基づき必要な制度の見直しを行う。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b> 28年度までは外部評価を実施し、指摘事項を踏まえ制度の改善に取り組んだ。29年度からは、制度の見直しに重点的に取り組むこととし、より効果的な運用となるよう制度の見直しに着手した。</p>	<p>引き続き、指定管理者制度の課題検証と解決に向けた制度の改善に取り組んでいく。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 1. 財政予測計画を踏まえた持続可能な財政運営

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.40</p> <p>財政予測計画を踏まえ、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスや市債の減少目標に配慮した財政運営</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 人口減少、人口構成の変化から将来の財源確保が不透明である一方、高齢化の進行などにより社会保障費の増加が予測されている。厳しい財政状況が見込まれる中においても、将来世代に過度な負担を強いることのないようプライマリーバランス及び市債残高に配慮しながら持続可能な財政運営を行っていくため、今後8年間の財政予測計画を明示した。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 財政予測計画を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスについて、平成28年度から収支均衡を図る。</li> <li>・臨時財政対策債を除いた市債残高について、平成28年度から毎年度、対前年度より減少させる。</li> </ul> <p><b>【取組の内容】</b> 投資的経費の厳正な事業選択や、より一層の事業見直し等による歳出抑制を徹底するとともに、地域経済活性化に資する施策を充実させ、税源の涵養を図りながら歳入確保に努め、持続可能な財政運営を行っていく。</p>	<p><b>【計画期間の評価：B】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政予測計画を踏まえ、プライマリーバランス及び市債残高を意識した持続可能な財政運営を行った。</li> <li>・また、基金については、平成30年度当初予算において、政令指定都市移行後はじめて積立に転換する編成を実施し、次年度も継続して積立を行う予算編成とすることができた。</li> </ul>	<p>・集中改革期間における行財政改革の取組を進める中で、引き続き、投資的経費の厳正な事業選択に取り組み、持続可能な財政運営を行っていく。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 1. 財政予測計画を踏まえた持続可能な財政運営

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.41</p> <p>市ホームページバナー広告や印刷物など各種広告資産の活用やネーミングライツの導入など、さらなる自主財源確保の積極的实施(組織全体として多面的な検討)</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      広告掲載にあたっての統一的な基準・ルール作りを行い、広告掲載媒体の拡大に努め、徐々に全庁的な取組みに拡がりつつある。                      広告事業による歳入確保や歳出削減の具体的な目標が設定されていないことが課題である。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      ・市が保有する各種財産を広告媒体として有効に活用し、新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る。                      ・広告掲載の取組みを通じて財源確保に対する職員の意識改革が図られる。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・各部・区が所管する財産について、広告掲載可能なものから順次取組みを実施する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:A】</b>                      ・各所属において広告掲載可能なものから順次取組みを実施し、指標以上の効果額を生み出した。</p>	<p>ガイドラインを作成し組織横断的に取組みを進める。</p>
<p>No.42</p> <p>市税の効果的、効率的な徴収</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      平成21年度からコンビニ収納等の電子収納を導入し、平成25年度から固定資産税・都市計画税の毎月納付制度を開始するなど納税者が納付しやすい環境の整備を図ってきた。また、債権管理課及び県地方税徴収機構との連携により、徴収困難案件の整理強化を図ってきた。財源の根幹である市税収入確保のため、引き続き効果的・効率的な徴収の取組みが必要である。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      納税者が納付しやすい環境の整備による自主的な納税の促進と滞納整理の強化を図っていく。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      納税者が納付しやすい環境整備の拡充について、検討し、導入を図っていく。                      給与所得者に係る市・県民税の特別徴収への移行の推進を図っていく。                      債権管理課及び県地方税徴収機構との連携により、徴収困難案件の整理強化を図っていく。                      民間活力の導入検討を行い、可能なものから実施していく。・各部・区が所管する財産について、広告掲載可能なものから順次取組みを実施する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      計画した工程に取り組み、指標に掲げた収納率を達成した。</p>	<p>引き続き市税徴収の効果的・効率的な取組みを行うことにより、収納率の向上を図っていく。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 1. 財政予測計画を踏まえた持続可能な財政運営

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.43</p> <p>市債権の適正な管理</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 債権管理課は、市の債権で徴収困難な案件を引き受け、徴収一元化による未収金縮減に取り組んできた。また、平成24年度から平成26年度の間には、庁内組織の債権管理推進委員会を設置し未収金縮減に向けた全庁的な取組みを推進するとともに、債権管理基本方針及び債権管理マニュアルの策定や債権管理条例の整備により、全庁一体となった未収金縮減に努めてきた。引き続き市の債権の適正管理を推進し、市民負担の公平・公正性及び持続可能な財政運営を図る自主財源の確保をするため、未収金の縮減に努めなければならない。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 市民負担の公平性、公正性を確保し、持続可能な財政運営に資するため、市債権の適正管理を行う。</p> <p><b>【取組の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な債権管理の推進</li> <li>・庁内連携による対応</li> <li>・職員の資質向上</li> <li>・広報の強化</li> </ul>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収に特化して未収金縮減を図り、計画当初110.8億円あった未収金は91.2億円となり、19.6億円を縮減することができた。</li> <li>しかし、年々、徴収困難案件が残り、未収金縮減額はほぼ頭打ちとなり、目標を達成できない年度もあったが、中間評価で指標を未収金額から収納率へ修正し、最終年度は目標を達成できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、徴収特化から債権所管課への指導・支援に軸足を替える。</li> <li>・債権所管課への指導・支援に特化することにより、全債権の徴収の底上げを図り収納率の向上に繋げる。</li> <li>・債権管理に対する意識やスキルの向上を図り、適正な債権管理、効果的・効率的な債権管理が全庁的に行うことができるように取り組む。</li> </ul>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 1. 財政予測計画を踏まえた持続可能な財政運営

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.44</p> <p>総務省の統一 的な基準による財務 書類を作成・公表 するとともに、コ スト分析・ストック 分析を行い予算な どへ有効活用</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成19年度決算から新地方公会計制度に基づく「総務省方式改訂モデル」による財務書類を作成。平成24年度決算から全ての資産を把握し計上する「基準モデル」による財務書類を作成し、分析、活用を図ってきたが、複数の方式が混在しているため地方公共団体間での比較や適正水準の把握が困難であるなどの課題がある。平成26年度、国から統一的な基準が示され、平成29年度までに全ての地方公共団体で作成することを要請されている。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・統一的な基準による財務書類を作成するとともに、施設別、事業別のコストや市全体の資産状況の分析、活用方法を検討し、一部実施する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・統一的な基準による財務書類を作成・公表する。 ・施設別、事業別のコストや市全体の資産状況の分析、活用方法を検討し、一部実施する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 統一的な基準に基づき、ホームページ等で財務書類等を公表することで経年比較や類似団体間で比較可能となっており、活用については、施設毎の受益者負担、コストなどを予算に活用していきたい。</p>	<p>引き続き、分析指標の検討を進めるとともに、分析結果を予算編成に活用していく。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 1. 財政予測計画を踏まえた持続可能な財政運営

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.45</p> <p>各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化、減免の適正化</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      これまで公民館の利用料金などの見直し・体育施設の同種施設間の負担水準が統一されたが、基本方針が策定されていないため、基本方針に基づく受益者負担の適正化が図られていない。また、基本方針の策定にあたり、ファシリティマネジメントに基づく施設の最適化動向に配慮する必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      ・公の施設の使用料について「受益者負担の原則」に基づき、行政と市民(受益者)がそれぞれ負担すべき割合を定め、負担水準の適正化を図るとともに、受益者負担の対象範囲や積算根拠を明確にし、透明性の確保に努める。併せて、減免の適正化も図る。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・ファシリティマネジメントに基づく施設の最適化動向に配慮した「基本方針」の策定                      ・同種施設間の負担水準の格差是正                      ・「基本方針」に基づく受益者負担の適正化</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b>                      ・基本方針(案)の作成に向けて、本市施設を種別毎に分類した上で、施設カルテを活用し各施設の収支率の分析を実施するとともに、他都市の取組状況の把握や分析を深めながら検討を行ったが策定には至らなかった。</p>	<p>・2019年10月の消費税率引上げ動向も踏まえつつ、引き続き、基本方針(案)の作成及び同種施設間の負担水準の格差是正に向けた準備作業を進める。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 2.ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.46</p> <p>公共施設の最適化に向けた地域などとの連携による財産経営の推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 平成25年度に施設カルテ、財産白書を公表し議会などに説明。平成26年度に区自治協議会などにも白書の説明会を行い施設の現状について市民との意識共有を図るとともに財産経営推進計画を策定。平成27年度から施設統廃合などの機運のある地域から地域別の実行計画を策定して財産経営を推進していきたい。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・市民と協働で地域別の実行計画を策定及び実施</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・地域別取組体制の整備 ・実行計画策定地域でのワークショップ開催(6ヶ所程度) ・区域または全市域を対象としたフォーラム開催(2回程度)</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b> 平成27年度より財産経営の取り組みとして、地域住民と丁寧に合意形成を図りながら地域別実行計画の策定に取り組んできた。 当初は地域ワークショップの回数も多かったが、ノウハウの蓄積により次第に効率的に進められるようになった。 とはいえ、合意形成には一定の時間を要することや、実行計画着手には地域の主要な施設に動きがあることなどの契機を要することから、当初想定していた毎年度3か所の地域別実行計画策定は非常に難しいことがわかってきた。</p>	<p>地域別実行計画の策定を進めるとともに、新たに施設種類ごとの方針策定に取り組み、さらなる財産経営の推進を図る。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 2.ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.47①</p> <p>計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、維持管理効率化の推進</p>	<p>【現状と課題】 【一般建築物】 市民一人あたりの市保有施設面積(公営住宅を除く)は政令指定都市最大となっている。また、老朽化に伴う維持修繕・改修・改築費用が増大することが予想されており、厳しい財政状況において既存の施設を現状の規模で維持していくことは困難な状況にある。このため、中長期的な視点に立ち、計画的かつ効率的な維持保全を実施することで施設の長寿命化を推進するとともに、投資平準化を図る必要がある。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】 ・中長期保全計画及び保全実施計画を策定し、計画的かつ効率的な維持保全の実施を推進する。</p> <p>【取組の内容】 ・中長期保全計画及び保全実施計画を策定する。 ・保全計画に基づく維持保全を実施する。 ・定期的に計画の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>【計画期間の評価:B】 「新潟市公共建築物長寿命化指針」及び「新潟市公共建築物保全計画」を策定・公表するとともに、保全実施計画に基づき計画的かつ効率的に保全工事を実施し、施設の長寿命化を進めた。</p>	<p>引き続き、計画的な維持保全により公共建築物の長寿命化、維持管理の効率化に向けた取組みを進めていく。</p>
<p>No.47②</p> <p>計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、維持管理効率化の推進</p>	<p>【現状と課題】 【市営住宅】 平成21年度に策定した「新潟市営住宅長寿命化計画」を、平成26年度に住生活基本計画の改正に併せ見直しを行った。今後は新たな長寿命化計画に基づき更新コストの縮減と事業量の平準化を図り、良好なストックの確保のための維持保全を行う必要がある。</p> <p>【計画期間の目標(考えられる効果)】 ・長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的な維持保全の実施を推進する。</p> <p>【取組の内容】 ・長寿命化計画に基づく維持保全を実施する。 ・定期的に計画の見直しを行う。</p>	<p>【計画期間の評価:B】 市営住宅において、長寿命化計画に基づいた実施計画の適宜見直しを行い、適切に維持保全を行った。平成30年度には「新潟市営住宅長寿命化計画」の改定作業に着手した。</p>	<p>引き続き、長寿命化計画に基づく維持保全を実施するとともに「新潟市営住宅長寿命化計画」を改定し、より一層、市営住宅の長寿命化、維持管理の効率化を推進することにより、財政負担の軽減や平準化に取り組んでいく。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 2.ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.47③</p> <p>計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、維持管理効率化の推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b>  <b>【学校】</b>                      児童生徒の急増期に建て、建築後30年以上の老朽化が進んだ校舎が半数を超え、これから更新時期の集中が懸念される。                      教育環境を維持しながら老朽化対策を進めるには既存施設の有効活用並びに、更新コストの抑制を目指す「長寿命化改修」が必要となっており、平成26年度に「学校施設長寿命化指針」を策定します。  <b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      学校施設の長寿命化指針を反映した整備計画の作成と実施  <b>【取組の内容】</b>                      ・学校施設長寿命化指針の策定とこれに沿った学校施設整備計画(3年間)を作成                      ・整備計画に基づく各施設の点検・調査の実施</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      長寿命化指針の考え方を反映し、大規模改造事業の予算要求及び事業化することができた。</p>	<p>各学校施設の現況を再度調査し、適宜整備計画の見直しをすることで、実効性の高い計画としていく。</p>
<p>No.48①</p> <p>計画的な維持保全によるインフラ資産(道路・橋梁、公園)の長寿命化、維持管理効率化の推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b>  <b>【橋梁】</b>                      (現状)平成22年度に道路橋の初回点検を完了させ、個別橋梁ごとの管理計画を策定し、平成23年度からその計画に基づき維持管理を実施している。また、平成26年度に道路法が改正され、5年に1回の定期点検が義務化され、計画的に点検を実施することが定められた。                      (課題)ファシリティマネジメント手法による維持管理は、点検・補修・検証のメンテナンスサイクルを継続的に取り組む必要があることから、計画への予算連動が重要である。  <b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      管理道路橋4072橋の定期点検を計画的に実施するため、5カ年の実施計画を策定した。                      また、点検結果を橋梁の維持管理に反映させた補修計画を更新し、補修計画に基づいた対策を実施することにより、予防保全的な維持管理をする。  <b>【取組の内容】</b>                      ・ファシリティマネジメント手法による橋梁維持管理計画を毎年度更新し持続可能なものとする。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      点検計画に基づき道路橋の定期点検を実施した。</p>	<p>引き続き2巡目の法定点検を継続させ、道路橋の的確な状態把握に努める。                      点検結果は蓄積し、長寿命化修繕計画に反映させる。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 2.ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.48②</p> <p>計画的な維持保全によるインフラ資産(道路・橋梁、公園)の長寿命化、維持管理効率化の推進</p>	<p><b>【現状と課題】</b>  <b>【公園】</b>                      (現状)国の公園施設長寿命化計画策定指針(案)に基づき、予防保全型施設(遊具、建築物、土木構造物など)の平成26～27年度までの2ヶ年の長寿命化計画(一次計画)を策定し、国交省へ提出。引き続き、平成26年度末までに平成28～37年度までの10ヶ年の長寿命化計画(二次計画)を策定。                      (課題)長寿命化計画は継続的な観点で取り組む必要があることから、計画への予算連動が重要である。また、事後保全型施設(ベンチ、水飲み、フェンス等)の長寿命化計画の策定については、他都市の動向などを踏まえながら、検討していく必要がある。  <b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      公園利用者の安全確保を最優先に、維持管理費用を抑えつつ、可能な限り施設を長持ちさせることを目的とした公園施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理・更新を図る。  <b>【取組の内容】</b>                      平成26～27年度までの2ヶ年の長寿命化計画(一次計画)に基づき、公園施設の維持管理・更新                      平成28～37年度までの10ヶ年の長寿命化計画(二次計画)に基づく、公園施設の維持管理・更新                      毎年、維持管理・更新結果を計画に反映</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      長寿命化計画(一次計画及び二次計画)に基づき、予防保全型施設(遊具等)の計画的かつ効率的な維持管理・更新を予定通り実施し、公園利用者の安全を確保した。</p>	<p>事後保全型施設を含めた長寿命化計画を策定し、公園施設のより効果的な維持管理・更新を実施していく。また、必要に応じ、概ね5年を目途に見直しが必要となった時点で計画を見直す。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 2.ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 市有財産の有効活用の促進

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.49</p> <p>市が保有する財産の精査と売却を含めた有効活用の促進</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      市有財産の利用状態を精査し、売却可能財産の洗い出しを進めるとともに、市場性の調査、広報活動の強化など売却を促進するため民間事業者への売却業務委託を導入した。                      今後も、市有財産の利用状態を精査し、財産の有効活用と売却財産の洗い出しを行う。また、業務委託の検証と入札による売却に適さない物件の活用、処分について検討する。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      未利用財産の処分や有効活用の促進により、歳入の確保や利用していない財産の管理費用の節減など財政面での効果が期待できる。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・全庁的な保有土地等の現状を更に精査し、売却や活用可能な財産の洗い出しを進める。(資産の棚卸)                      ・財産の市場性の把握                      ・財産の有効的な活用方法を検討</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      一般競争入札、先着順売却、インターネット公募により4年間で31件の市有物件を売却し、公募貸付では1件の貸し付けをした。売却や貸付により歳入の確保や未利用財産の管理費用の削減など財政面での効果があった。</p>	<p>引き続き売却可能財産の洗い出しを進め、未利用財産の売却を行い、売却に適さない物件は貸付等の活用を行う。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 水道事業の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.50</p> <p>施設規模の適正化</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      平成19年度から26年度までの中長期経営計画(マスタープラン)に基づき浄配水場の統廃合を進め、26年度末には計画どおり浄水場を6箇所(統廃合し、施設能力を440,000m<sup>3</sup>/日に縮小する。                      さらに、平成27年度から36年度までの新・中長期経営計画において、将来推計人口に基づく水需要予測の結果を踏まえ、平成37年度における施設能力を370,000m<sup>3</sup>/日にまで縮小する計画とした。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      新・中長期経営計画に基づき、浄配水場の施設・設備更新を進める。平成27～30年度までには主として阿賀野川浄水場施設整備事業(平成27～31年度)及び竹尾他3配水場施設整備事業(平成28～32年度)に着手、実施する。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ①浄配水場の施設・設備更新において、計画施設能力に適合した各施設・設備のダウンサイジングを図る。                      ②新・中長期経営計画期間後の長期的な施設規模の適正化及びそのための施設整備について継続して検討を進める。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      ①阿賀野川浄水場施設整備事業、配水場施設整備事業ともに、予定通りの工事の発注、施工を実施した。                      ②水需要を踏まえた施設規模の適正化を検討した。</p>	<p>①工事進捗状況を的確に把握し確実な施工管理を行うとともに、次年度以降の工事発注準備を進める。                      ②施設規模の適正化の検討及びアセットマネジメントを継続的に実施していく。</p>
<p>No.51</p> <p>遊休資産の有効活用</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      安全な水道水の安定供給を継続するため、老朽化した水道施設の更新及び耐震化が必要不可欠である一方、人口減少社会の到来による水需要の減少により、料金収入の減少が避けられないことから、健全な事業運営に必要な財源確保が厳しい状況となっている。                      このような中で、新たな収入の確保と費用の削減を図るため、統廃合により廃止となった浄配水場等の遊休資産について、売却を含め、それぞれの立地状況に適した有効活用を進める必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      ・平成29年度までに廃止浄配水場5施設以上において、売却処分を含めた有効活用を図る。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・廃止浄配水場等の遊休資産について、売却処分だけでなく、それぞれの立地状況に適した活用方法を調査・検討し、可能なものから協議・調整等を進め、有効活用を図る。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b>                      計画期間の目標であった平成29年度までに廃止浄配水場5施設の有効活用において、令和元年契約予定の1施設を含め4施設で太陽光用地として賃貸借契約を締結するが、財源確保のための売却には至らなかった。</p>	<p>今後も、売却に向けた需要を確認しながら、新たな活用方法も含め調査・検討を行う。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 水道事業の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
No.52  業務効率化に向けた民間委託の検討・実施	<p><b>【現状と課題】</b>                      これまで水道料金等の徴収に係わる業務のうち受付業務、検針業務、中止清算業務等を民間委託してきたが、事業の経営責任を確保しつつ、経済的、効率的にお客さまサービスの維持向上を図るため、新たな民間委託の導入に向けた検討を進め、費用対効果が見込める業務について委託化に取り組む必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      ・お客さまサービスの向上を図るとともに、費用対効果の高い業務執行を構築する。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・水道料金等収納業務を民間委託する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      お客さまサービスの更なる向上を図り、費用対効果を発揮する目的のもと、水道料金等収納業務の民間委託を計画～実施した。事業運営は、大きなトラブルもなく順調に運営されており、効率的な事業運営による経営基盤の強化に貢献している。</p>	民間業者の持つノウハウをお客さまサービス等に生かし、お客さまサービスの更なる向上と効率的な事業運営による経営基盤の強化を目指す。

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 病院事業の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.53</p> <p>患者サービスの充実・職員満足度の向上による患者満足度の維持向上</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      当院では毎年患者満足度調査を実施しており、様々な改善の取組みにより、患者さんからのよい評価の率は向上を続けている。平成26年度の調査では入院で94%、外来で89%をそれぞれ超える見込みである。高い満足度を維持していくため、患者サービスの充実と職員の満足度向上に取り組んでいる。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      患者相談窓口の充実と調査個別項目の改善を図り、患者満足度の維持と患者サービスの充実に努める。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・患者相談窓口を充実し総合的支援を行うことで、サービス向上を図る。                      ・サービスの提供に大きく寄与する、職員の満足度向上を図る。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b>                      患者満足度は9割を超えるという高い満足を得ているが、指標値が高く達せなかった。一方、職員満足度は低下傾向にあり、労働環境の改善が必要であると言える。</p>	<p>特に職員の働きがよい、働きやすい職場づくりなどに努めながら、満足度の向上に努めていく。</p>
<p>No.54</p> <p>クオリティインディケータの導入による、医療の質の可視化</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      クオリティインディケータとは、病院で行われている医療の質を客観的に評価するための指標である。継続的にこれらの数値を把握して分析・改善を行い、医療の質の向上を図っていくことが重要になっている。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      医療の質を可視化し、患者さんに有効な情報とより質の高い医療を提供する。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・クオリティインディケータの項目選定と、評価・公開を行う。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      データ収集の継続とデータの精度向上を図った。公表する項目の追加、見やすい図表や説明コメントの追加などで、患者さんにとって分かり易い情報となるよう工夫した。</p>	<p>データ収集、評価・分析を継続。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 病院事業の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
No.55  収益の確保と適正な費用による経営の健全化	<p><b>【現状と課題】</b>                      近年は決算で黒字を継続しているが、人員増や精神科病棟などの投資的事業により各種経費の増加が見込まれる中、急性期医療を担う基幹病院としての役割を果たしながら、収益確保と費用の効率化により、より一層の健全経営に取り組んでいく必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      収益の確保と費用の効率化による健全経営の推進</p> <p><b>【取組の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正なベッドコントロールによる高い病床利用率の維持</li> <li>・医療材料を主とした運用と交渉などによる適正な費用の維持</li> </ul>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b>                      平成29年6月の緊急対応以降、患者数の大幅減とそれに伴う収益減は想定できたが、こうした状況に見合うまでの急激な費用の抑制は難しく、収支が悪化傾向にある。</p>	<p>まず、収益の回復が重要である。単価の増などによる収益確保に努めていく。</p>



# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### 下水道事業の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
No.58  自立した経営の確立	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p><b>【現状】</b>一般会計繰入金                      平成26年度当初予算 14,529,610千円(平成25年度決算 14,442,268千円)                      使用料回収率 96.3%(平成25年度)                      企業債未償還残高 339,123,599千円(平成25年度末)</p> <p><b>【課題】</b>元金償還金の増加 平成30年代前半に元金償還金のピーク                      平成25年度 23,523百万円 → 平成31年度 27,200百万円</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      経営基盤強化のための収入確保と、経営の効率化による支出削減を図る。</p> <p><b>【取組の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続世帯数の増加への取組強化、使用料・賃借料収入など下水道資産の利活用による収益獲得の検討</li> <li>・建設事業の集中と選択による起債残高削減と支払利息の軽減</li> <li>・農業集落排水施設の公共下水道への早期編入による維持管理費の節減</li> <li>・再生可能エネルギーの利活用による光熱水費等の削減</li> </ul>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b></p> <p>使用料回収率について、計画期間最終年においては一般会計繰入金の算定方法見直しによる影響があったものの、計画期間を通して、未普及対策・接続促進により使用料収入を確保する一方、経費の効率化などの取組みにより、概ね目標を達成した。                      企業債未償還残高の削減について、選択と集中による効率的な施設整備を進めてきたことにより、計画的な削減を行った。</p>	<p>限られた経営資源のなかで、重点的に取り組む分野の選択と集中を図りながら、計画を着実に推進していく。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### その他特別会計の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.59①</p> <p>国民健康保険事業 ・国民健康保険事業の安定的運営を図る</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 国民健康保険事業の安定的運営を図るための取組みとして、保険料率の見直し(平成18年度、22年度、24年度)、保険料収納率向上の取組み、健康づくりによる医療費抑制の観点から特定健康診査・特定保健指導を実施している。 高齢化の進展や低所得者の加入割合が高いことなどの構造的な問題を抱え、厳しい財政運営が予想されるため、今後も歳入の確保、歳出の抑制のために更なる取組みを進めていく。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・国保会計の収支均衡のため、歳入の確保、歳出の抑制に努める。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・歳入の確保として、口座振替の推進や、滞納者の状況に応じた的確な滞納整理の推進などにより、保険料収納率の向上を図る。 ・歳出の抑制として、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上や、ジェネリック医薬品の利用促進等を図る。 ・また平成28・29年度の保険料率について検討を行う。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b> 保険料収納率は新規事業の実施等により目標を達成した。特定健診受診率は様々な取組みをしたものの、目標達成には至らなかった。</p>	<p>引き続き、取組みを継続し、収納率の向上及び特定健診の受診率の向上を目指していく。</p>
<p>No.59②</p> <p>介護保険事業 ・介護給付の適正化(国保連合会への給付適正化事業の委託内容見直しや、ケアプランチェック体制の強化等により、給付適正化の取組みを進める)</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 介護保険制度の定着と高齢者の増加により、介護給付費が大幅に伸びる中で、一般会計からの介護給付費に係る法定負担分も大きく伸びている。このため、介護給付費の抑制を図る観点から、介護予防の推進を積極的に取り組むこととして、介護支援ボランティア制度の導入や地域包括支援センターの機能強化の取組みを進めてきた。また、介護給付の適正化を図ることとして、介護給付等費用適正化事業として、新たにケアプラン点検を実施するなどの取組みを進めてきたが、今後は、給付適正化の取組みをさらに強化する必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 介護サービス利用者が必要かつ自立支援に繋がる介護サービスを提供することにより、介護給付費の抑制が図られる。</p> <p><b>【取組の内容】</b> 介護給付費の支払いを委託している新潟県国民健康保険団体連合会で蓄積しているデータの活用により、医療費情報の突合や縦覧点検を強化する。 必要な方に適切な介護サービスの提供がなされるようケアマネジャーが立てたケアプランの点検を実施し、給付適正化の取組みをさらに強化する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:C】</b> ・ケアプラン点検は期間を通じて目標を上回る件数を実施した。点検及び結果のフィードバックにより、ケアマネジャーの意識が向上してきたと感じている。</p>	<p>引き続き国保連合会への給付適正化業務の委託とケアプラン点検を実施して、給付適正化の取組みを進める。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### その他特別会計の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.59③</p> <p>公債管理事業 ・効率的な運営による収支の均衡回復</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 借入時期の見直しや見積合わせの競争性を高める取組みなどにより、低利での借入に努めているが、臨時財政対策債や合併特例債が増加し、今後もしばらくの間、公債費の増加が見込まれる。そのため、より低利での借入を行い、償還利子の縮減に努めるとともに、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスが収支均衡するよう、市債発行を抑制し、将来の償還元金を縮減することで、公債費の縮減を図る必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> ・適切な金利での資金調達を行い、償還利子を縮減する。 ・臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスについて、平成28年度から収支均衡するよう、市債発行を抑制し、将来の償還元金を縮減する。</p> <p><b>【取組の内容】</b> ・金利動向を注視し、最適な借入方法・時期・期間での借入を行うことで償還利子の縮減を図る。 ・臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスについて、平成28年度から収支均衡するよう、市債発行を抑制し、将来の償還元金を縮減する。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 適切な金利での資金調達を行い、償還利子の縮減が図られた。 社会情勢の変化に機動的に対応しながら、有利な起債を活用するなど将来の公債費負担縮減を図った。</p>	<p>引き続き金利動向を注視し、最適な借入方法・時期・期間での借入を実施するほか、市債発行を抑制する。</p>
<p>No.59④</p> <p>後期高齢者医療事業 ・後期高齢者医療保険収納率の向上</p>	<p><b>【現状と課題】</b> 後期高齢者医療制度は、新潟県下の全市町村で構成する新潟県後期高齢者医療広域連合を運営主体とし、平成20年に制度がスタートした。広域連合と市町村の役割分担については、広域連合規約や市後期高齢者医療に関する条例などに明記され、広域連合が保険料率の決定や保険料の賦課決定を行い、市町村が保険料の徴収を行うこととされており、市町村は収納した保険料を全額広域連合に納付する仕組みとなっている。 広域連合における財政基盤の強化に各市町村の収納率向上は欠かせないものであり、安定した保険料収納率の維持が課題である。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b> 現年分の収納率を確保することで、安定した保険料収入の維持に努める。</p> <p><b>【取組の内容】</b> 被保険者が高齢者であり、複雑な制度の周知が収納率の向上には欠かせない。そのため、チラシ等による制度周知の強化及び口座振替の推進などきめ細やかな収納対策による収納率向上を図る。</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b> 計画通りの取組みを行っており、改革指標を達成した。</p>	<p>引き続き、取組みを継続し、現状の収納率の維持に努める。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

- A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。
- B: 取組工程・指標が達成されている。
- C: 取組工程・指標が達成されていない。

### その他特別会計の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
<p>No.59⑤</p> <p>中央卸売市場事業</p> <p>・歳入の確保に向け、空地・空室の貸付に取り組む。</p> <p>・歳出においては、旧市場跡地が売却された場合は、公債費の繰上償還を行い繰上金の縮減を図る。</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      これまでも貸付用地の新規貸付による歳入確保を図りつつ、歳出面でも人件費・管理経費の縮減に努めてきた。しかし、新市場建設に係る公債費の償還がピークを迎え、繰上金が増加している。                      今後も市場の活性化を通じ、空地・空室の新規貸付などの歳入確保に取り組むとともに、旧市場跡地が売却された場合は、早期に公債費の繰上償還を行い、繰上金を削減する必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      空地・空室の広報活動を強化することで、空地・空室の新規貸付を推進する。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・空地・空室の新規貸付                      ・(公債費の繰上償還(旧市場跡地が売却された場合))</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      他市場の空き区画解消に向けた方策の調査結果をもとに、利用条件を緩和したこと、また図面や写真を掲載した案内チラシによる募集やホームページによる広報などにより、当初の計画どおり7区画(室)の解消を達成することができた。</p>	<p>今後も空き区画の解消に向けて、引き続き効果的な募集方法を検討しながら、空き区画の出店募集を行い、空き区画の解消に向けた取組みを進めていく。</p>
<p>No.59⑥</p> <p>と畜事業</p> <p>・施設管理経費の圧縮、修繕計画の策定による修繕経費の平準化及び効率化</p>	<p><b>【現状と課題】</b>                      指定管理に関する経費を削減するため、指定管理者と協議し、光熱費の節減や保守点検の見直し等、実施可能なものを実施した。                      しかしながら、施設老朽化に伴う設備及び機器の改修、更新による修繕費が増加していることから、計画的、効果的に改修を行うため、早急に修繕計画を策定する必要がある。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      ・経費節減策を実施し、所要経費や光熱費等の節減を図る。                      ・施設設備及び機器の改修、更新を計画的に行うため、修繕計画を策定する。</p> <p><b>【取組の内容】</b>                      ・引き続き経費節減策を検討し、施設管理経費を圧縮                      ・修繕計画の策定による、修繕経費の平準化及び効率化</p>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      計画通り指定管理に関する経費を削減するため、指定管理者と協議し、光熱費や廃棄物処理費の節減、保守点検の見直し等を実施し、経費の削減を行うことができた。                      また、修繕計画については施設の老朽化も鑑みながら年度ごとに策定しており、施設の機能維持に努めている。</p>	<p>今後も指定管理に関する経費を削減するため、指定管理者と協議し、実施可能なものを実施していく。</p>

# 重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

## 3.地方公営企業などの経営改革

計画期間の評価区分

A: 取組工程・指標が達成され、かつその達成度・内容が優れている。

B: 取組工程・指標が達成されている。

C: 取組工程・指標が達成されていない。

### その他特別会計の経営改革の取組強化

具体的な取組項目	改革実施内容概要	計画期間の評価	今後の方向性
No.59⑦  母子寡婦福祉資金貸付事業 ・効率的な運営による収支の均衡回復	<p><b>【現状と課題】</b>                      母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の収支均衡を図るため、これまで方向性等の検討を行ってきた。収支均衡を図るためには、現年の貸付償還率を上げることが第一であるとの検討結果を受け、口座振替の推進や債権管理部門との連携強化を図ることで償還率を向上させ、繰入金の縮減を図っている。今後は更に、より適正な審査、承認を行うことも併せて効率的な運営を行い、収支の均衡回復を図っていく。</p> <p><b>【計画期間の目標(考えられる効果)】</b>                      貸付申請時の償還口座登録や年1回の納付書発送時に口座振替推奨チラシの同封等により、口座振替利用率を上げ、確実に現年度償還率を上げていくことで、繰入金の縮減を図る。</p> <p><b>【取組の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の推進</li> <li>・債権管理部門との連携強化</li> </ul>	<p><b>【計画期間の評価:B】</b>                      口座振替の推奨を随時行ったことで、口座振替利用率は年々向上しており、現年度償還率も徐々に向上している。                      繰入金については、現年度償還率の向上のみならず、繰越金を貸付けの財源とすることで削減することができたが、今後更に現年度分の償還率を向上させることは難しくなっている。</p>	引き続き口座振替の推進や債権管理部門との連携強化により現年度償還率を上げ、一般会計からの繰入金を削減し、収支の均衡回復を図ることで、効率的な運営を行う。